

法律討論会実施要綱

1. 日時

2013 年 11 月 20 日（水）10：30～16：00

白金校舎 2 号館 2102 番教室

（各チーム約 10～15 分間の発表の後、討論を行います。参加チーム多数の場合、
時間に変更になる場合もあります。）

2. 発表者の順番の決定

発表者の順番の決定は、抽選により行います。

抽選は、11 月 15 日（金）12：30 より、法律科学研究所（白金校舎本館 8 階）にて
行いますので、代表者をご参集下さい。

3. 申込方法とその期限

下記申込用紙を 11 月 7 日（木）16：30 までに法律科学研究所に提出してください。

4. レジユメの配布について

A4 サイズ 3 枚以内のレジユメを当日配布資料とすることができます。

レジユメは 11 月 15 日（金）16：30 までに法律科学研究所に提出があったものに
限り、主催者側で印刷します。

5. 参加チーム多数の場合は、個別発表後に第 1 次審査を行い、上位のチームのみ討論に参加していただくことがあります。

キリトリ

第 29 回法律討論会参加申込用紙

代表者	学籍番号	ふりがな 氏名
	E-mail	TEL
代表者不在の際に 連絡の取れる学生の 氏名・連絡先 ※	学籍番号	ふりがな 氏名
	E-mail	TEL
参加者氏名 ※	学籍番号	ふりがな 氏名

※ 個人で参加する場合は記入不要

2013 年度 第 29 回 法学部主催法律討論会

「自民党改憲案への賛否を問う」

◆テーマ

日本国憲法は制定から 67 年を過ぎ、社会状況、国際情勢の大きな変化を前にして、その改正を求める声があがっています。安倍晋三首相は『戦後レジーム』からの脱却を掲げて、日本国憲法の全面的な改正を目標に掲げ、与党自由民主党は、昨年 4 月、『日本国憲法改正草案』を発表しました。

この改正案は、日本国憲法の全ての条文を対象にしており、その内容には様々な批判も唱えられています。そこで、ここでは 4 つの点にしぼって、自民党の憲法改正案に対する皆さんの賛否を問うことにします。

1. 改正案の全体的傾向

自民党の改正案は、前文で日本国を「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」と定め、国民が「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成」し、「国と郷土を誇りを持って自ら守」るなど、現在の日本国憲法が「人類普遍の原理」に立脚しているのに比べて、日本の固有の伝統や価値を強調する内容となっています。この点をどのように評価しますか？

2. 憲法 9 条（平和主義）について

これまで憲法改正を巡って最も中心的な争点となってきたのは第 9 条の戦争放棄に関する規定でした。自民党改正案は、現在の 9 条 1 項をほぼ維持したうえで、第 2 項を改めて「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」とし、新たに第 9 条の 2、第 9 条の 3 をもうけて、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため」に「国防軍」を設置し、この国防軍が「国際社会の平和と安全を確保するため」の活動を行うことも定めています。これに関連して、「外部からの武力攻撃」や内乱、大規模自然災害などの緊急事態に、内閣が法律と同一の効力を持つ政令を発することができるなど、特別規定を定めています。

この改正をどのように評価しますか？

3. 国民の権利及び義務について

「第三章 国民の権利及び義務」の部分では、これまでの人権規定をほぼ維持した上で、これまでの「公共の福祉」という言葉に代えて、様々な権利に「公益及び公の秩序に反しない限り」という限定を加えました。他方、「個人情報」の「不当取得の禁止」、「環境保全の責務」、「犯罪被害者等への配慮」など、今までなかった規定を新設しました。

これらの改正をどのように評価しますか？

4. 憲法改正手続

現在の日本国憲法第 96 条では、憲法を改正するためには、衆参「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」と、国民投票による承認が必要であると定められています。この規定では憲法の改正があまりに困難であるという理由から、自民党改正案では「両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成」と国民投票による承認に緩和することになっています。また、憲法改正を現実的なものにするために、安倍首相は、この規定だけを先に改正しようという提案も行っています。

この改正をどのように評価しますか？

参考資料：自由民主党「日本国憲法改正草案」平成 24 年 4 月 27 日

自由民主党「日本国憲法改正草案 Q & A」

いずれも自由民主党ホームページに掲載

法律時報増刊『「憲法改正論」を論ずる』

(2013 年 9 月 15 日 日本評論社)